

# 保守メンテナンスサービス 約款

この契約約款(以下「本契約」)は、お客様(以下「甲」)が保有するカメラシステム、機械警備システムに対して株式会社アイピー総研(以下「乙」)が実施する保守メンテナンスサービス(以下「保守サービス」)に適用されます。

## 【契約の要綱】

### 第1項 契約内容

甲が甲の保有する保守対象物件(以下「対象物件」)を使用するにあたり、乙は【契約の要綱】第2項に定められた範囲において、保守サービスを行います。

### 第2項 保守サービス内容

1. 対象物件が故障した場合、修理対応を行います。修理対応に関わる作業工賃・出張費は無料になりますが(あとから保守 B とアイビーplus B を除く)、修理部品代金は有料対応(アイビーplus A/A ライトを除く)となります。修理部材と施工者に関しては、乙が用意します。(対象物件の修理対応は基本、修理可能機器となります。年数が経過しており、乙が修理困難と判断した機器の場合は代替品での交換となる場合があります。また内容によっては対応までに時間をいただく場合もあります。)
2. 原則、保守サービス利用は月1回となります。
3. 保守サービスにご加入する場合、加入時点検作業(アイビーplus A/A ライト・B を除く)を実施したお客様に限りです。(点検の結果、保守をお受けできない場合や、特別な条件を提示させていただく場合もございます。)
4. 録画機の操作説明や警察への画像提出などに関わる出張サポートは無料になります。(あとから保守 B とアイビーplus B を除く)
5. 上記、保守サービス対応に関して当日中の対応を保証するものではありません。
6. 火災・落雷・盗難や物件単体の全損(いたずらによる直接の損害を含む)、風水災(台風・旋風・暴風雨等)に関しては保守サービス対象外です。
7. 震災や大規模災害による全損や故意または重過失による損害は保守サービスの対象外です。
8. 保守サービス対応時間：月曜日～金曜日(年末年始及び土日祝、会社指定休日を除く) 9:00～18:00
9. 1年に一度、定期メンテナンスを行います。(アイビーplus A ライト、あとから保守 B とアイビーplus B を除く)
10. アイビーplus A/A ライトの追加項目
  - ・アイビーplus A/A ライトのメンテナンス対応は、弊社施工の機材の耐用年数に関わらず、ご利用いただけます。乙取付機材の取り換え時点でメーカー製造している場合は同型品を、メーカー製造を中止している場合は、同等品を交換するものとする。
  - ・2万時間(約2年3ヶ月)を経過している HDD (記録装置)は、乙にて交換致します。(アイビーplus A ライトを除く)
  - ・対象物件が故障した場合、代替機にて交換対応を行います。また、修理対応に関わる作業工賃・修理部品代金・出張費は無料になります。(対象物件の交換対応は基本代替機での交換になりますが、メーカーに在庫がなかった場合や年数が経過している場合はリユース品での交換となる場合があります。また内容によっては対応までに時間をいただく場合もあります。)
  - ・機器の異常を自動検知し、月1回遠隔点検を行います。(通信回線の不具合や録画装置そのものに障害がある場合には障害を検知出来ない場合もございます。)
  - ・異常通知は、ビデオロス・HDD 不良の2項目となります。(異常通知は通知機能を有する機器に限る)

### 第3項 保守サービス対象物件

本契約に基づき乙が実施する保守サービスは、別紙『注文書』に記載の対象物件に限られます。

### 第4項 契約発行日および契約期間

本契約は、契約の締結日以降にその効力が生じるものとし、本契約の最低契約期間は1年間とします。

リース期間に関係なく、保守サービスはご利用いただけます。

本契約を解約する場合は、原則解約月の3ヶ月前までに書面による通知を持って、当該契約を解約できるものとする。

保守サービス間の移動に関しても、同上とする。

### 第5項 SIM カードの貸与

- ・乙は、甲に対し、SIM カードと M2M ルーターを貸与するものとする。(あとから保守 B とアイビーplus B を除く)
- ・異常通知の利用の際に乙指定の SIM カードを利用している場合、甲は当該 SIM カードについては本サービス以外の利用をすることができません。甲による目的外の SIM カードの利用が発覚した場合は、当社は事前に通知又は催告することなく、本サービスまたは SIM カードの利用の停止することができます。
- ・甲の責に帰さない事由により SIM カードが故障、損壊等した場合、乙は自己の判断により当該 SIM カードの修理 若しくは代替品との交換(種別の異なる SIM カードとの交換はできないものとし、)を無償で行うものとし、

## 【契約の条項】

### 第1条(目的)

乙は本契約書上の条項、条件に従い対象物件について保守サービスを実施し、甲はその対価として月額保守サービス契約料金(以下「サービス料」)を支払うものとし、

### 第2条(使用環境の整備)

甲は対象物件を乙の規定する温度(-10℃～40℃)、湿度(95%以下)等の適切な環境下でのみ使用するものとし、使用環境の不良により発生したと考えられる不具合に関しては保守サービスの対象外とします。

### 第3条(サービス料、支払い方法)

本契約のサービス料は、別紙『注文書』のとおりとします。

甲は乙の指定する収納代行会社(株式会社アプラス)から毎月のサービス料を口座引き落としによって支払うものとし、また、甲の都合で引き落としが不可の場合、乙の指定口座に毎月のサービス料を振り込むことにより支払うものとし、(なお、振込み手数料は甲の負担とします)。毎月の引き落とし項目は「AP アイビーソウケンホシ」に記載されます。

### 第4条(契約の適用除外)

次の各号に定める作業は特別保守料金とし、乙が当該作業を行った場合には、甲は乙の請求に基づき、別途追加料金を支払うものとし、

- (1) 甲の過失により生じた故障の修理およびその修理に必要な出張作業費。
- (2) 天変地異による故障の修理料およびその修理に必要な出張作業費。
- (3) 甲が乙指定以外の部品等を使用したことによる故障の修理およびその修理に必要な出張作業費。
- (4) 乙が認定したもの以外による改造・修理・分解・加工などにより生じた故障の修理およびその修理に必要な出張作業費。
- (5) 【契約の要綱】第2項に定められた保守サービス以外の作業を乙が実施した場合の費用。

### 第5条(対象物件の老朽化)

対象物件の自然消耗度または、老朽度合いが著しく、正常な作動維持が困難であると乙が判断した場合は、甲と協議し対策を決定するものとし、

### 第6条(契約の譲渡禁止)

甲は乙の書面による事前承諾のある場合を除き、本契約に基づき生ずる権利または義務を第三者に譲渡しないものとし、

### 第7条(契約の解約)

甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合は甲または乙は期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する全ての金銭責務を直ちに弁済しなければならないものとし、同時に相手方は何等の通知催告を要せずに本契約を解約することができるものとし、

- (1) 甲または乙が本契約に定める責務を履行せず、相手が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその債務を履行しないとき。
- (2) 甲または乙が支払いを停止、または支払い不能になったとき。
- (3) 甲または乙に差押え・仮差押え・仮処分または破産・商法に基づく清算・会社更生法手続き等が開始された時もしくは申し立てのあったとき。
- (4) 前号に定める他、甲または乙が本契約に違反し、相手方の催告後においても速やかにその違反を是正しないとき。

### 第8条(契約の更新)

(1) 契約更新日の1ヶ月前までに、甲または乙から別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### 第9条(免責)

1. 乙はその責に帰すべき事由に起因する場合を除き、対象物件の滅失・破損・故障または機械から生ずる事故・使用不能から生ずる損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、製品の不良や使用時の不注意に起因する他の機器への損害及びその他の金銭的損害を含む)に関しては一切責任を負わないものとし、また録画データなどの対象物件内各種データの破損や紛失についても乙は甲に対して一切の責任を負わないものとし、
2. 光回線や wimax(乙提供の M2M ルーター)等を利用した遠隔サービスに関して被った損害(サーバ・ソフトウェア・システム等の障害・不具合・誤動作、本サービスの全部又は一部の停止等を含むが、それらに限られず、またその原因如何を問わない)について、乙は甲に対して一切の責任を負わないものとし、

3. 二次損害や法律上の賠償責任についても、一切の責任を負わないものとします。
4. 甲が機器の設置、及び場所移動等による機器の作動不全については、一切責任を負わないものとします。

第10条 (責任の限度額)

乙の施工中及び、メンテナンス中の作業により、甲に直接的損害が生じ、かつ、その損害が乙の故意または過失によるものである場合、乙が甲に対して負担する損害賠償の限度額は、乙の算定方法に従い、上限100万円まで担保する。

第11条 (機密保持)

1. 甲および乙は保守サービスまたは本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密、その秘密情報を他に開示しないものとします。
2. 乙は甲に対する保守サービスを実施するために、乙の業務委託先（協力会社）に対し、ご提供いただいた個人情報を開示することがあります。業務委託先に個人情報を開示する場合、乙が当該業務委託先に個人情報を適切に管理させます。

第12条 (契約約款の変更)

乙が必要と認めた場合、保守サービスの追加または変更された事項を事前にHPにて告知し、30日経過後をもって効力が生じるものとします。

第13条 (規定なき事項)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとします。

第14条 (反社会勢力等の排除)

1. 甲および乙は、本契約締結時において、甲および乙の役員、親会社、関係会社、主要株主等の関係者が第2項各号のいずれの場合にも該当しないことを表明および保証する。

2. 甲および乙は、相手方当事者につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、本契約締結後であっても無条件で本契約を解約することができるものとする。

(1) 甲および乙（自己の役員、実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、これらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」という。）である場合。

(2) 甲および乙が、自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると相手方当事者が合理的な根拠に基づき判断した場合。

- ① 反社会勢力であることを標榜した場合
- ② 反社会勢力を利用した場合
- ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
- ④ 名誉や信用等を毀損した場合
- ⑤ 業務を妨害した場合
- ⑥ 違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合
- ⑦ 不法又は不正な取引を行った場合
- ⑧ 金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合
- ⑨ 社会的に好ましくない風評がある場合

3. 甲および乙は、前項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方当事者に直ちに通知する。

プラン別対応項目表

	アイビーplus A/A ライト	アイビーplus B	あとから保守 A	あとから保守 B
基本出張費	¥0	¥6,000	¥0	¥8,000
工事班派遣費		¥20,000	¥0	¥20,000
カメラ修理・交換費		実費	実費	実費
カメラ交換作業/台		¥15,000	¥0	¥15,000
レコーダー交換・設置変更費		¥15,000	¥0	¥20,000
端末再設定費		¥6,000	¥0	¥8,000
画像抜き出し作業 (30分毎)		¥5,000	¥0	¥7,500
定期点検		¥20,000	¥0	¥30,000
HDD 交換作業費		¥15,000	¥0	¥25,000
ネットワーク再設定費		¥15,000	¥0	¥25,000

※ハードディスク料金 500GB: ¥10,000(税抜)/1TB: 15,000(税抜)/2TB: ¥20,000(税抜)/4TB: ¥40,000

	項目	内容
営業部 対応 可能 項目	端末再設定	スマートフォン・タブレット・PC への防犯カメラ閲覧設定
		※ご利用されている機器のセキュリティ設定によっては、閲覧設定が出来ない場合がございます
	設定変更費	既設録画機の交換及び、初期設定～録画設定まで
	画像抜き出し作業（30分毎）	お客様から抜き出す時間の指定をいただき、USB に画像の抜き出し作業を行わせていただきます
		※映像を抜き出すための USB に関しては、個人情報の観点から原則、お客様からの支給品のみとさせていただきます
	※時間の特定も必要な場合は、検索時間も「画像抜き出し作業」に含まれます	
ネットワーク再設定費	既に遠隔閲覧が出来ている録画機で、ネットワーク環境が変更になった場合などのネットワーク再設定	
	※遠隔設定をしていない機器のネットワーク設定については、別途御見積りとなります	

	項目	内容
工事部 対応 項目	カメラ交換作業	脚立を使用し、既設カメラの交換作業
		※既設カメラの処分に関して、当社で行う場合は、産廃処理費として¥5,000（税抜）をいただきます
		※脚立などでは届かず、高所作業車等が必要な場合は別途御見積りとなります
	定期点検	カメラ・録画機の清掃作業/レンズのピント調整等/録画機の設定内容の確認/録画の確認（夜間映像チェック）/鉄ボックスの清掃（ファン含む）/操作説明/
	HDD 交換作業費	既設録画機から HDD を取り出し、新しい HDD の入替作業を行います
レコーダー交換	※既設録画機の処分に関して、当社で行う場合は、産廃処理費として¥5,000（税抜）をいただきます	

株式会社アイピー総研

管轄支店

□東京都新宿区新宿 5-4-1

03-5341-4945

□大阪市北区東天満 1-6-6

06-6352-0806

印

担当： 原口 翼